

7水道事業管理規定第1号

東彼杵町排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規定をここに公布する。

令和7年 2月 26日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程

東彼杵町排水設備工事指定業者規程（令和２年水道事業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（指定業者の資格） 第２条 指定業者は、次に該当するもののうちから下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が指定する。 （１）～（４） （略） （５） 次のいずれにも該当しないこと。 ア 指定業者（法人の場合はその役員）が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は破産手続開始の決定を受けて、復権を得ていない場合 イ 指定業者（法人の場合はその役員）が責任技術者としての資格を喪失してから２年を経過していない場合 ウ 指定業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 エ 法人であつては、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合 オ 指定業者が第８条の規定により指定を取り消されてから２年を経過していない場合 ２ （略） （指定の取消し等） 第８条 指定業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき管理者は指定を取り消し、又は一定の期間を定めてその業務の停止を命ずる	（指定業者の資格） 第２条 指定業者は、次に該当するもののうちから下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が指定する。 （１）～（４） （略） （５） 次のいずれにも該当しないこと。 ア 指定業者（法人の場合はその役員）が<u>禁固</u>以上の刑に処せられ、又は破産手続開始の決定を受けて、復権を得ていない場合 イ 指定業者（法人の場合はその役員）が責任技術者としての資格を喪失してから２年を経過していない場合 ウ 指定業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 エ 法人であつては、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合 オ 指定業者が第８条の規定により指定を取り消されてから２年を経過していない場合 ２ （略） （指定の取消し等） 第８条 指定業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき管理者は指定を取り消し、又は一定の期間を定めてその業務の停止を命ずる

ことができる。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは破産の宣告を受けたとき。 (3) ～ (5) (略) 2・3 (略)	ことができる。 (1) (略) (2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、又は後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは破産の宣告を受けたとき。 (3) ～ (5) (略) 2・3 (略)
--	---

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。